

平成 30 年度

図 書 館 要 覧

日 高 市 立 図 書 館

目 次

1	日高市立図書館の概要	1
1-1	沿 革	
1-2	施 設	
2	平成30年度図書館運営計画	6
2-1	基本方針	
2-2	重点施策	
2-3	平成30年度予算（当初予算）	
2-4	平成30年度事業計画	
3	図書館資料	9
3-1	蔵書数（雑誌は除く）	
3-2	雑 誌	
3-3	新 聞	
3-4	その他	
4	平成29年度図書館利用状況	12
4-1	貸出冊数及び貸出者数	
4-2	月別貸出状況	
4-3	曜日別及び一日平均貸出状況	
4-4	登録者数・利用者数	
4-5	予約・リクエスト受付件数	
4-6	相互貸借冊数	
4-7	レファレンス件数	
4-8	コピー件数・枚数	
4-9	図書館サービス指標（個人）	
4-10	日高市・飯能市相互利用状況	
4-11	川越都市圏広域利用状況	
4-12	貸出ベスト	
5	平成29年度図書館行事	19
6	視聴覚ライブラリー利用状況	22
6-1	教材・機材の保有数（平成29年度末）	
6-2	利用状況（平成29年度）	
7	条例・施行規則	23

1 日高市立図書館の概要

(1) 名 称 日高市立図書館

(2) 所 在 地 〒350-1231 埼玉県日高市大字鹿山370番地20

J R 高麗川駅から徒歩7分

電話 042(985)5121 FAX 042(984)1081

E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp

(3) 市の面積 47.48km²

(4) 人 口 56,224人 (平成30年4月1日現在)

男 28,050人 女 28,174人

(5) 世 帯 数 23,903世帯

(6) ホームページ <http://www.lib-hidaka.saitama.jp/>

1-1 沿 革

昭和57年	4月	日高町立図書館開館 (土曜日のみ開館)
昭和58年	4月	図書館専任職員1人配置
	5月	開館日を火・木・土曜日に変更
昭和59年	6月	移動図書館を庁用ライトバンで運行開始
		移動図書館駐車場 10か所
昭和60年	5月	開館日を火・木・土・日曜日に変更
	7月	移動図書館車を購入「かわせみ号」と命名
		移動図書館駐車場 21か所
昭和61年	4月	職員1人増員 専任職員2人で図書館運営
	5月	開館日を火～日曜日に変更
	7月	移動図書館駐車場 31か所
昭和62年	5月	配本連絡車開始 町内公民館及び地域文庫に定期配本
		巡回
	9月	新館の設計開始
昭和63年	3月	新館の設計終了
	4月	専任館長1人 職員2人増員

昭和63年	8月	新館建設工事着工
平成元年	4月	係長1人 職員1人増員 計7人
平成元年	5月	新館完成
平成元年	8月	新館開館（12日）
		生涯学習センター式典及び記念事業 （旧図書館は分室）
		図書館電算システム導入
平成2年	4月	移動図書館駐車場 22か所
		視聴覚ライブラリーの貸出業務を図書館で開始
	12月	国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入
平成3年	4月	利用者端末機設置
	5月	職員1人増員 計8人
	10月	市制施行
平成4年	3月	分室廃止 施行規則改正
	4月	視聴覚ライブラリー業務が図書館に移管
	6月	対面朗読サービスの開始
平成5年	3月	リサイクル図書コーナーの設置
	5月	洋書コーナーの設置
	10月	移動図書館車の更新
平成6年	2月	漫画コーナーの設置
	4月	職員1人増員 計9人
		飯能市との広域利用（試行）の開始
	10月	楽譜コーナーの設置
平成7年	4月	職員1人増員 計10人
	10月	図書館電算システムの更新
平成9年	7月	川越都市圏内（川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町 ・毛呂山町及び越生町）公立図書館の相互利用の開始
平成10年	4月	職員1人減員 計9人
平成11年	4月	個人貸出の館外利用を5冊以内から10冊以内に変更
平成11年	10月	早稲田大学所沢図書館が地域開放

- (所沢・狭山・入間・飯能・日高の5市民へ)
- 移動図書館駐車場 11か所 (1か所減)
- 平成12年 3月 「布の絵本」の貸出し開始
- 4月 市史編さん業務が図書館に移管
- 埼玉女子短期大学図書館が日高市民に開放
- 6月 日高市立図書館での市刊行物(市史)の販売開始
- 10月 図書館電算システムの更新
- 平成13年 4月 職員1人減員 計8人
- 国民の祝日の臨時開館開始(日曜日と重なる日のみ)
- 9月 図書館ホームページ開設
- 平成14年 4月 係長1人増員 職員1人減員 計8人
- 移動図書館駐車場 10か所 (1か所減)
- 7月 インターネット閲覧専用端末2台設置
- 12月 開館時間延長の開始(試行)(毎週水曜日のみ、午後6時まで)
- 平成15年 4月 職員1人増員 計9人
- 職員の勤務時間一部変更(開館時間延長の当番は1時間時差出勤)
- 移動図書館駐車場 9か所 (1か所減)
- ブックスタートの開始(保健相談センターの4か月児健康診査時)
- 平成16年 4月 開館時間の一部変更
- (水曜日は午前9時から午後6時まで)
- 移動図書館駐車場 11か所 (2か所増)
- 10月 飯能市日高市図書館広域利用協定の締結
- 平成17年 10月 図書館電算システムの更新
- 平成18年 4月 移動図書館駐車場 9か所 (2か所減)
- 11月 開館時間の変更(試行)(10日)(火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)

- 平成19年 4月 職員1人減員 計8人
開館時間の変更（火～金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで）
移動図書館駐車場 8か所（1か所減）
- 9月 移動図書館の運行廃止
- 10月 インターネットによる貸出予約及び蔵書検索開始
- 11月 城西大学水田記念図書館と相互協力の締結
- 平成20年 4月 職員1人減員 計7人
- 平成22年 4月 読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰受賞
- 10月 図書館電算システムの更新
- 平成25年 7月 モバイルサイトを開設 携帯電話からの資料検索可能
- 11月 DVDの貸出開始
- 平成27年10月 図書館サポート事業（雑誌スポンサー制度）開始
埼玉教育ふれあい賞受賞
- 平成28年 1月 読書手帳の配布を開始
- 2月 図書館ホームページの更新
- 4月 職員1人減員 計6人
- 7月 武蔵高萩駅自由通路に「えきとしょ」を設置
- 平成29年 2月 図書館電算システムの更新
- 3月 外壁等改修事業により、外壁をはじめトイレの改修及びエレベータの入替、ウッドデッキ（167.81㎡）及びすべり台を新設
ESCO事業により、施設全体の照明をLED化
軽トラックを架装した移動図書館車を購入
- 4月 図書館サービスの拡大
- ・開館日 休館日（毎月最終月曜日、年末年始、特別整理期間及び臨時休館）を除き開館
 - ・開館時間 午前9時から午後7時まで
 - ・貸出場所 電話又はインターネットによる予約本の受取場

所として各公民館を追加

- ・返却場所 各公民館及び武蔵高萩駅返却ポストを追加
 - ・貸出限度冊数 1人当たり15冊（5冊増）
 - ・本の貸出延長手続 次に予約がある本を除き、電話及びインターネットを追加
 - ・移動図書館車による、予約本の配送及び返却本の回収開始
- 窓口等業務委託開始
窓口等業務受託者による書籍消毒機の導入
職員3人減員 計3人

7月 移動図書館車による、児童ふれあいセンターでの貸出開始

1-2 施設

複合施設	図書館・教育センター・保健相談センター (総称「日高市生涯学習センター」)
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	9,351.48㎡
延床面積	3,923.87㎡ (図書館部分 2,385㎡)
1階	図書室 [一般書コーナー、郷土・参考図書コーナー、 視聴覚・新聞雑誌コーナー、児童コーナー] 事務室、対面朗読・録音室、コンピュータ室、 BM作業室、BM車庫 (ウッドデッキ167.81㎡及び駐輪場67.12㎡除く)
2階	書庫、視聴覚室、会議室、研修室、学習スペース (6席)

2 平成30年度図書館運営計画

2-1 基本方針

日高市立図書館では、日高市教育行政重点施策に基づき、日高市が進めている生涯学習を市民が生きがいとして見出し、いきいきとした生活が営める、生涯にわたる自主的な学習要求に応え、「本との出会い、人との出会い」を目標に心豊かに市民の生活・文化が向上するための中心施設として図書館活動を行う。

2-2 重点施策

(1) 図書館資料の整備・充実

- ① 一般図書・児童図書の計画的収集
- ② 配本用図書の充実
- ③ 参考図書・郷土資料の整備充実
- ④ 視聴覚資料の整備充実
- ⑤ 「布の絵本」の製作及び貸出

(2) 図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の利用の促進
- ② 図書館行事の充実
- ③ 障がい者サービスの推進
- ④ 図書リサイクルの実施
- ⑤ インターネットによる情報収集機会の提供

(3) 図書館サービス網の充実

- ① 県立図書館、近隣公共図書館との連携
- ② 公民館、学校図書館との連携
- ③ 飯能市立図書館との広域利用の推進
- ④ 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の4市3町（川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町）との広域利用の推進
- ⑤ 埼玉県西部地域まちづくり協議会への加入準備・調整

2-3 平成30年度予算（当初予算）

(1) 一般会計予算に占める割合

[単位 千円]

一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	
			資料費	
17,550,000	1,651,014	358,514	86,798	11,084
100%	9.41%	2.04%	0.49%	0.06%

(2) 図書館費内訳

[単位 千円]

目	節	予算額	備 考
図書館費	報酬	97	事務補助員等臨時職員4人 資料費内訳 需用費 ・一般書 4,800 ・児童書 2,652 ・雑誌その他 2,632 ・視聴覚資料 1,000 窓口業務委託料等 電算システム等借上料
	共済費	46	
	賃金	3,767	
	報償費	337	
	旅費	22	
	需用費	12,271	
	役務費	703	
	委託料	64,541	
	使用料及び賃借料	4,954	
	負担金、補助及び交付金	53	
	公課費	7	
合 計		86,798	

※人件費、施設管理費は含みません。

2-4 平成30年度事業計画

月	事業内容	月	事業内容
4	発達障がい「気づき」と「可能性」ディスカッション (4/15) 図書館子どもウィーク〈子ども読書週間〉(4/23～5/12) お楽しみ★おはなしポケット (4/28)	10	企画展示「北欧ってどんなところ？北欧でみつけたたからもの」(9/26～10/30) 企画展親子向け講座「フォトフレームにチャレンジ！」(10/7) 企画展講演会「フィンランドのおはなしとヒンメリ作り」(10/14)
5	わらべうたの会 (5/10) キャンドルナイトおはなし会 (5/11) 「人形劇」(赤ずきんちゃん) (5/12) 図書館映画会「金曜シネマ」(5/18)	11	わらべうたの会 (11/8) 図書館映画会「金曜シネマ」(11/16)
6	わらべうたの会 (6/7) 一般向け文化講座「図書館で一輪挿しを作ろう」(6/18) 「図書館で星見会」(6/22)	12	わらべうたの会 (12/13) きっずシネマ (12/15) ビブリオバトル (12/22) 年末謝恩「福引大会」(12/28)
7	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(7/6) わらべうたの会 (7/12) 名作きっずシネマ (7/14) 図書館映画会「金曜シネマ」男女共同参画事業 (7/20) かがくあそび (7/26) ビブリオバトル (7/28)	1	「本の福袋」 わらべうたの会 (1/10) 一般向け講座
8	夏休みスペシャル★おはなし会 (8/4) 夏休み児童向け文化講座「東京大学CASTサイエンスショー」(8/5) 映画会「終戦記念シネマ」(8/11) 手塚治虫生誕90周年記念シネマ (8/17) ちょっぴりこわいおはなし会 (8/23) こわ～いおはなし会 (8/23)	2	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(2/1) 一般向け講座 わらべうたの会 (2/14)
9	わらべうたの会 (9/13) 連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」(9/14) 図書館映画会「金曜シネマ」(9/7・21) 「ホリデーヤングシネマ」(9/23) 「図書館で星見会・秋」(9/21) 一般向け文化講座講演会・映画会「漱石」(9/28)	3	図書館まつり (3/10) 大人のためのおはなし会 わらべうたの会 (3/14) 図書館映画会「金曜シネマ」(3/15) きっずシネマ (3/16)

- おはなしポケット・・・・・・・・・・毎週水曜日、毎月第1土曜日
- 新着図書案内・・・・・・・・・・・・・図書展示及び図書館だよりへの掲載（随時）
- 配 本・・・・・・・・・・・・・公民館図書室等への配本（随時）
- 一般展示・・・・・・・・・・・・・各種文学賞、時事テーマ等（随時）
- テーマ展示・・・・・・・・・・・・・話題の事柄や季節、行事にちなんだ本の展示（随時）
- 学校訪問（おはなし会、ブックトーク）・・市内各小学校、院内学級、特別支援学校へ
- チムチム・くらぶ・・・・・・・・・・・・・小学生対象（6月～3月不定期土曜日、8・11・1月除く）
- おすすめ本リスト発行・・・・・・・・・・夏・冬の年2回、小学生向けリスト発行・配布
- 録音図書作成・・・・・・・・・・・・・視覚障がい者向け録音図書の作成

3 図書館資料

3-1 蔵書数（雑誌は除く）

		平成28年度末 蔵書数	平成29年度		平成29年度末 蔵書数
			受入数	除籍数	
一般書	一般図書	127,084	3,254	0	130,338
	参考図書	4,389	61	0	4,450
	郷土資料	6,815	81	0	6,896
	合計	138,288	3,396	0	141,684
児童書	児童図書	56,491	1,627	0	58,118
	紙芝居	1,466	94	0	1,560
	布の絵本	135	0	0	135
	パネリアター	66	0	0	66
	エプロンシアター	26	0	0	26
	合計	58,184	1,721	0	59,905
図書合計		196,472	5,117	0	201,589
AV資料	カセット	395	0	0	395
	CD	5,975	88	0	6,063
	LD	392	0	0	392
	ビデオ	744	0	0	744
	DVD	257	40	0	297
	合計	7,763	128	0	7,891
総合計		204,235	5,245	0	209,480

[分類別蔵書構成比]

	一般書	児童書
0 総記	3.73%	0.96%
1 哲学	2.75%	0.55%
2 歴史	7.73%	3.25%
3 社会科学	11.54%	3.23%
4 自然科学	7.04%	9.56%
5 工業	7.53%	2.85%
6 産業	2.57%	1.55%
7 芸術	10.38%	4.19%
8 言語	1.18%	0.67%
9 文学	37.21%	34.06%
参考図書	3.14%	—
郷土資料	4.87%	—
絵本	—	35.46%
紙芝居	—	2.61%
その他	0.33%	1.06%

3-2 雑誌

(1) 購入雑誌

(平成30年4月1日現在)

No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存
1	ア AERA	1	42	シ 小説現代	3	83	メ メンズノンノ	3
2	アサヒカメラ	3	43	小説新潮	3	84	モ MOE	永
3	イ ENGLISH JOURNAL	3	44	新潮	3	85	ヤ やさい畑	3
4	ウ ウィズ(w i t h)	3	45	ス S T O R Y	3	86	山と溪谷	3
5	潮	3	46	すばる	3	87	ユ ゆうゆう	3
6	美しいキモノ	3	47	スポーツ・グラフィック・ナンバー	3	88	ユリイカ	3
7	エ 栄養と料理	3	48	SUMAI no SEKKEI	3	89	リ 陸上競技	3
8	S F マガジン	3	49	相撲	3	90	旅行読売	3
9	NHK すてきにハンドメイド	3	50	セ 世界	3	91	レ 歴史街道	3
10	NHK きょうの健康	3	51	ソ So-en	3	92	レコード芸術	3
11	NHK きょうの料理	3	52	壮快	3			
12	NHK 趣味の園芸	3	53	タ T I M E ・アジア版	1			
13	園芸ガイド	3	54	短歌	3			
14	オ オール読物	3	55	チ 中央公論	3			
15	オレンジページ	3	56	ツ つり人	3			
16	音楽の友	3	57	テ テアトロ	3			
17	カ 会社四季報	3	58	鉄道ジャーナル	3			
18	CG (か・グラフィック)	3	59	テニスマガジン	3			
19	キ キネマ旬報	3	60	天文ガイド	3			
20	ク 暮らしの手帖	3	61	ニ 日経サイエンス	3			
21	クロワッサン	3	62	日経パソコン	3			
22	群像	3	63	日本児童文学	3			
23	ケ 芸術新潮	3	64	ニュートン	3			
24	コ 航空ファン	3	65	ノ non・no	3			
25	こどもとしょかん	永	66	ハ 俳句	3			
26	ゴルフダイジェスト	3	67	バスケットボール	3			
27	碁ワールド	3	68	バレーボール	3			
28	サ サッカーマガジンZONE	3	69	ヒ B E - P A L	3			
29	サライ	3	70	ひよこクラブ	3			
30	サンデー毎日	1	71	フ 福祉	3	93	カ かがくのとも	永
31	シ J T B時刻表	3	72	婦人公論	3	94	コ 子供の科学	永
32	CDジャーナル	3	73	婦人之友	3	95	こどものとも	永
33	じゃらん	3	74	武道	3	96	こどものとも年少版	永
34	週刊朝日	1	75	プレジデント	3	97	こどものとも年中向き	永
35	週刊エコノミスト	1	76	文學界	3	98	こどものとも012	永
36	週刊金曜日	1	77	文藝	3	99	タ たくさんのふしぎ	永
37	週刊新潮	1	78	文藝春秋	3	100	チ ちいさなかがくのとも	永
38	週刊東洋経済	1	79	ホ Voice	3	101	テ テルミ	永
39	週刊文春	1	80	本の雑誌	3			
40	ジュリスト	3	81	ミ ミュージックマガジン	3			
41	将棋世界	3	82	みんなの図書館	永			

(2) 寄贈雑誌 (登録しているもの)

No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日	No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日
1	ESSE	3	—	23	飯能ペン	永	第5号:1996~2012
2	家の光	3	—	〈スポンサー雑誌〉			
3	俳句界	3	—	24	田舎暮らしの本	3	2015.11~
4	MAMOR	3	—	25	男の隠れ家	3	2015.11~
5	食品と暮らしの安全	3	2012.4~	26	おとなの週末	3	2015.11~
6	健康365	3	2012.4~	27	かぞくのじかん	3	2015.秋~
7	with Pets	3	2014.1~	28	からだにいいこと	3	2015.11~
8	ちゃぐりん	3	2013.7~	29	コットンフレンド	3	2015.秋~
9	皇室	3	2015.春~	30	CYCLE SPORTS	3	2017.4~
〈郷土資料雑誌〉				31	サンキュ!	3	2015.11~
10	文芸ひだか	永	1号:1988.2.29~	32	散歩の達人	3	2015.11~
11	日高路	永	194号1982.5.1~600号2016.3	33	自家用車	3	2015.11~
12	ひわたの	永	191号:1984.12.31~	34	ダ・ヴィンチ	3	2015.11~
13	高麗峠	永	35号:1974.9.1~	35	dancyu(ダンチュウ)	3	2015.11~
14	かわせみ	永	9号:1997.3.31~	36	日経おとなのOFF	3	2015.11~
15	文芸埼玉	永	13号:1975.3.31~	37	日経ソフトウェア	3	2015.11~
16	文芸川越	永	18号:1998.10.1~	38	日経マネー	3	2015.11~
17	文芸はんのう	永	1号:1981.2.25~	39	News week日本版	1	2015.9.22~
18	武蔵野ペン	永	31号:1982.12.1~	40	B I S E S	3	2015.秋~2017.早春
19	さやま	永	創刊号:1997.3.1~	41	Plus 1 living	3	2015.Autumn~
20	波奈美都樹 (ハナミズキ)	永	No.13:1999.3.25~	42	mono(モノ・マガジン)	3	2015.11~
21	響 (ヒビキ)	永	2007.11~	43	ランナーズ	3	2015.11~
22	文藝おごせ	永	2009.3~				

3-3 新聞

(1) 購入新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	ア 朝日新聞※	永	1944.1~1955.12 1982.4~	9	ニ 日経産業新聞	2	—
2	サ 埼玉新聞※	永	1980.7~	10	日経流通新聞	2	—
3	産経新聞	2	—	11	日本経済新聞※	永	1988.1~12 1990.6~
4	シ Japan Times	2	—	12	フ 文化新聞	永	1981.1~1982.12 1984.1~
5	週刊読書人	永	1997.10.3~	13	マ 毎日小学生新聞	2	—
6	ス スポーツニッポン	2	—	14	毎日新聞※	永	1987.4~
7	ト 東京新聞	2	—	15	ヨ 読売新聞※	永	1987.4~
8	ニ 日刊工業新聞	2	—				

※縮小版にて永久保存

(2) 寄贈新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	コ 公明新聞	2	—	4	シ しんぶん赤旗	2	—
2	国民民主プレス	2	—	5	セ 聖教新聞	2	—
3	シ 社会新報	2	—				

3-4 その他

- | | | |
|----------|---------|--------------|
| 1 官報 | 3 厚生福祉 | 5 さいたま県議会だより |
| 2 彩の国だより | 4 広報ひだか | 6 日高市議会だより |

4 平成29年度図書館利用状況

4-1 貸出冊数及び貸出者数

(1) 全館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
28	262,304	242,805	143,284	82,267	17,254	19,499	61,386
29	292,212	271,561	156,614	94,717	20,230	20,651	66,302

※A V資料にはLDの館内視聴利用数を含む。 ※団体を含む。

(2) 内訳

ア 図書館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)	開館 日数
	総数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	A V資料		
28	254,188	234,698	142,097	75,428	17,173	19,490	60,407	280
29	283,607	262,964	155,247	87,550	20,167	20,643	65,104	340

イ 団体貸出

年度	貸出冊(点)数					貸出者数 (延)
	総数	一般書	児童書	雑誌	A V資料	
28	8,116	1,187	6,839	81	9	979
29	8,605	1,367	7,167	63	8	1,198

4-2 月別貸出状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
貸出 冊数	22,240	22,999	25,429	26,265	28,313	23,578	
貸出者 数(延)	5,554	5,329	5,664	5,874	6,610	5,481	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出 冊数	24,675	22,693	22,497	24,917	21,068	25,538	292,212
貸出者 数(延)	5,376	5,365	5,105	5,440	4,684	5,820	66,302

4-3 曜日別及び一日平均貸出状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日	一日平均
冊数	533	777	824	733	739	1,151	1,149	859

4-4 登録者数・利用者数

(1) 登録者数(個人・団体)

※平成30年4月1日現在

年度	児童 0~12歳	学生 13~18歳	一般 19歳~	合計	団体
28	3,425	3,077	44,292	50,794	155
29	3,341	3,169	45,346	51,856	159

(2) 地区別個人登録・利用者数

※平成30年4月1日現在

地区	児童	学生	一般	合計
高麗	216	39	1,121	1,376
	445	415	10,613	11,473
高麗川	771	158	2,148	3,077
	1,370	1,365	16,820	19,555
高萩	652	85	1,245	1,982
	1,405	1,183	11,447	14,035
市外 (飯能市含む)	45	27	582	654
	121	206	6,466	6,793
合計	1,684	309	5,096	7,089
	3,341	3,169	45,346	51,856

※上段：利用者数 下段：登録者数

※ 利用者数……年度中に一度以上貸し出した者の数

(3) 年齢別登録者数 (個人)

※平成 30 年 4 月 1 日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	186	1,469	791	783	982	
女	203	1,483	878	717	1,053	
計	389	2,952	1,669	1500	2,035	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	2,630	4,847	3,506	1,839	5,681	22,714
女	2,985	6,177	5,884	3,378	6,384	29,142
計	5,615	11,024	9,390	5,217	12,065	51,856

※個人；市内・飯能・広域

(4) 年齢別利用者数 (個人)

※平成 30 年 4 月 1 日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	113	618	73	43	41	
女	152	801	120	73	108	
計	265	1,419	193	116	149	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合 計
男	69	208	320	220	1,079	2,784
女	204	687	735	378	1,047	4,305
計	273	895	1,055	598	2,126	7,089

※個人：市内・飯能・広域

4-5 予約・リクエスト受付件数

一般書	児童書	A V資料	合 計
13,282	726	1,023	15,031

(内 訳)

窓口	インター ネット	電話	合 計
12,976	1,824	231	15,031

4-6 相互貸借冊数

	合計冊数	貸 借 先 内 訳		
		県内図書館	国会図書館	他県図書館
貸出	468	468	0	0
借用	2,760	2,759	0	1

4-7 レファレンス件数

口 頭	電 話	文 書	合 計
2,594	95	0	2,689

4-8 コピー件数・枚数

件 数	枚 数
446	1,813

4-9 図書館サービス指標（個人）

平成30年4月1日現在

(1) 登録率（市内登録者数÷人口×100）

$$45,070 \text{ 人} \div 56,224 \text{ 人} \times 100 \approx 80.16\%$$

(2) 人口1人当たりの貸出点数（貸出点数÷人口）

※貸出点数はAV資料や雑誌を含む。

[貸出密度] $292,212 \text{ 点} \div 56,224 \text{ 人} \approx 5.20 \text{ 点}$

(3) 登録者1人当たりの貸出点数（貸出点数÷登録者数）

[実質貸出密度] $292,212 \text{ 点} \div 51,854 \text{ 人} \approx 5.64 \text{ 点}$

(4) 蔵書回転率（貸出点数÷蔵書点数）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$292,212 \text{ 点} \div 209,480 \text{ 点} \approx 1.39 \text{ 回}$$

(5) 人口1人当たりの蔵書点数（蔵書点数÷人口）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$209,480 \text{ 点} \div 56,224 \text{ 人} \approx 3.73 \text{ 点}$$

(6) 人口1人当たりの資料費（資料費÷人口）

$$11,084,000 \text{ 円} \div 56,224 \text{ 人} \approx 197.14 \text{ 円}$$

4-10 日高市・飯能市相互利用状況

飯能市立図書館の利用状況（富士見分室、名栗分室、こども図書館含む）

日高市民	新規登録者数	利用者数	貸出冊数
	249	9,810	38,028

日高市立図書館の利用状況

飯能市民	新規登録者数	利用者数	貸出冊数
	68	4,022	19,961

4-11 川越都市圏広域利用状況

（新規登録者数）

	日高図	川越図	坂戸図	鶴ヶ島図	川島図	毛呂山図	越生図
日高市民		14	9	134	3	29	8
川越市民	24		52	298	60	1	4
坂戸市民	21	36		372	10	44	9
鶴ヶ島市民	13	104	172		1	6	2
川島町民	1	24	12	14		2	0
毛呂山町民	18	4	34	38	0		19
越生町民	4	3	12	9	0	43	

（利用者数）

	日高図	川越図	坂戸図	鶴ヶ島図	川島図	毛呂山図	越生図
日高市民		1,149	517	6,752	44	1,407	136
川越市民	481		1,305	16,964	790	461	95
坂戸市民	738	3,469		18,766	317	3,404	131
鶴ヶ島市民	352	9,916	6,116		25	717	87
川島町民	6	956	305	290		29	5
毛呂山町民	242	246	653	723	9		548
越生町民	87	39	148	168	0	3,820	

（貸出冊数）

	日高図	川越図	坂戸図	鶴ヶ島図	川島図	毛呂山図	越生図
日高市民		2,782	1,698	31,543	62	7,195	627
川越市民	2,457		5,999	77,713	4,345	2,656	495
坂戸市民	3,044	8,670		73,172	1,376	169,933	559
鶴ヶ島市民	896	27,833	21,252		74	2,815	355
川島町民	18	2,283	1,182	1,098		123	10
毛呂山町民	910	732	2,637	2,731	58		2,467
越生町民	546	63	347	754	0	169,860	

4-12 貸出ベスト

(1) 一般書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	危険なビーナス	東野 圭吾	3	67
2	蜜蜂と遠雷	恩田 陸	3	63
3	火花	又吉 直樹	3	58
4	九十歳。何がめでたい	佐藤 愛子	3	57
5	恋の Gondola (Love♡ Gondola)	東野 圭吾	2	48
6	希望荘 (「杉村三郎シリーズ」)	宮部 みゆき	2	47
7	君の臓腑をたべたい	住野 よる	2	44
8	陸王	池井戸 潤	2	43
9	ポイズントーター・ホリマザー	湊 かなえ	2	42
10	海賊とよばれた男 上	百田 尚樹	2	41
11	海賊とよばれた男 下	百田 尚樹	2	40
	コンビニ人間	村田 沙耶香	3	40

(2) 児童書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	11ぴきのねこ ふくろのなか	馬場 のぼる	12	134
2	おばけのてんぷら	せな けいこ	8	112
	はらぺこあおむし	エリック＝カール	9	112
4	だるまさんと	かがくい ひろし	6	102
5	だるまさんの	かがくい ひろし	7	100
6	コッケモーモー!	ジュリエット・ダラス ＝コンテ	12	99
7	だるまさんが	かがくい ひろし	6	96
8	ぼくのニセモノをつくるには	ヨシタケ シンスケ	5	91
9	11ぴきのねこ	馬場 のぼる	14	89
10	からすのおかしやさん	かこ さとし	6	88
11	からすのてんぷらやさん	かこ さとし	6	79

※団体貸出は含まない。

5 平成29年度図書館行事

(1) おはなし会及び映画会

4月	おはなしポケット	7回	101人		
5月	おはなしポケット	5回	133人	金曜ロードショー	1回 182人
6月	おはなしポケット	5回	115人		
7月	おはなしポケット	5回	113人	金曜ロードショー	1回 87人
8月	おはなしポケット	6回	107人	映画会(戦争)	1回 56人
				きつずシネマ	1回 27人
9月	おはなしポケット	5回	99人	金曜ロードショー	1回 113人
				ホリデーヤングシネマ	1回 38人
10月	おはなしポケット	5回	101人		
11月	おはなしポケット	6回	154人	金曜ロードショー	1回 110人
12月	おはなしポケット	4回	121人	きつずシネマ	1回 59人
1月	おはなしポケット	5回	108人	金曜ロードショー	1回 121人
2月	おはなしポケット	4回	91人		
3月	おはなしポケット	4回	87人	きつずシネマ	1回 20人
				金曜ロードショー	1回 122人
合計	おはなしポケット	61回	1,330人	映画会	11回 935人

(2) その他の行事

月	内 容	参加人数
4月～5月	図書館子どもウィーク キャンドルナイトおはなし会 人形劇	63人 68人
4月～3月	わらべうたの会 「わらべうた まめっちょの会」親子の部（8回） 「わらべうたであそぼう会」ボランティア養成（10回）	延べ116人 延べ 61人
6, 1月	一般向け文化講座 講演会 「はじめての抹茶～身近な道具でお茶をたてよう～」（6/18） 「～本を作ってみよう～ 製本教室」（全2回） 「みんなで楽しむ 百人一首」	19人 39人 19人
7月	ボランティア養成講座「はじめての読み聞かせ」全3回	延べ 95人
6月～3月	チム・チムくらぶ（1・2年生の部、3～6年生の部） ブックトーク、工作、料理、科学あそび、本をつかったゲーム等 全7回	延べ337人
6, 10, 2月	連続児童文化講座「スライドでめぐる児童文学の舞台」全3回	延べ 52人
8月	かがくあそび 1～3年生の部（作ってはかるうてんびんばかり） 4～6年生の部（作ってはかるうバネばかり）	23人 16人
	こわいおはなし会（小さい子向き・大きい子向き） 絵本、紙芝居、パネルシアター、おはなし等	延べ 90人
8, 12月	夏休み児童向け文化講座「東京大学CASTサイエンスショー」	135人
	親子向け文化講座「バルーンアートにチャレンジ」	26人
7, 12月	図書館ビブリオバトル（夏の陣・冬の陣）全2回	94人
11月	企画展講演会「アメリカの絵本 黄金期から」（全2回）	延べ 52人
	企画展おはなし会「アメリカがいっぱいのおはなし会」	32人
12月	年末謝恩企画 福引大会	100人
1月	新春謝恩企画 本の福袋	236人
3月	大人のためのおはなし会	53人
	図書館まつり 映画会、雑誌対決、朗読と胡弓、折り紙、紙芝居、等 全9タイトル	延べ475人

○団体サービス事業（341回、9,966人）

- ・ブックトーク（小学校読書指導：3年生）
18クラス 527人 職員派遣
- ・おはなし会（絵本、紙芝居、おはなし等）
小・中学校 321クラス 9,326人
（県立日高特別支援学校、埼玉医科大学国際医療センター内高麗川小学校院内学級含む。） 職員及びおはなしポケットボランティア派遣
- ・図書館訪問・おはなし会
高萩幼稚園 2回 113人 職員及びおはなしポケットボランティア

○ボランティア育成事業（78回）

- ・図書館おはなしポケットボランティア・・・25回
参加者：おはなしポケットボランティア 13人
内容：読み聞かせ、ストーリーテリングの練習 企画展示協力等
開催日：第1・3水曜日 午前10時～他随時
- ・布の絵本ボランティア・・・45回
参加者：ポコ・ア・ポコ 14人
内容：貸出用布絵本の製作他
開催日：毎週木曜日 午前10時～
- ・絵本を読む会・・・8回（H29、7月スタート）
参加者：初級読み聞かせボランティア講座受講者 10人
内容：定版の絵本を読みあい、絵本について学ぶ
開催日：毎週最終月曜日 午前10時～

○保健相談センター協力事業

- 「わくわく広場」 対象：1歳児親子（午前10時～10時40分）
内容：わらべうた、手遊び、絵本紹介
指導：職員及びボランティア派遣
実施日及び参加者： 6月1日（木）1回12人
12月7日（木）1回22人

○企画展示

- ・「教科書展」（7月～8月）
- ・「アメリカの絵本展」（10月～11月）
- ・「発達障がいに関する本」（4月）
- ・「新しく始めよう」（5月）「生物多様性」（6月・7月）「科学道」「木材コレクション」（8月・9月）「芸能・芸術」（10月）「百人一首」（12月・1月）
「猫」（2月）「防災」（3月）

○ヤングアダルトサービス事業

- ・ビブリオバトル
2017夏の陣（高、大学生） 7月30日（日） 46人
2017冬の陣（高、大学生） 12月23日（祝日） 48人

○謝恩企画

- ・年末 福引き大会 12月28日（木） 先着100人 三角くじ
- ・年始 本の福袋 1月 4日（木） 大人84袋、高学年向け34袋、
低学年向け60袋、赤ちゃん・幼児向け58袋

6 視聴覚ライブラリー利用状況

6-1 教材・機材の保有数（平成29年度末）

(1) 教材

16ミリフィルム							ビデオ	合計
アニメ	交通安全	劇	教育	社会	その他	小計		
68	25	28	44	22	22	209	82	291

(2) 機材

プロジェクター	16ミリ映写機	スライド映写機	OHP	スクリーン（布含む）	暗幕
1	3	1	1	2	7

※プロジェクターは平成19年度寄贈。使用は館内のみ。

6-2 利用状況（平成29年度）

(1) 教材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16ミリフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 機材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プロジェクター	0	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	5
16ミリ映写機	0	2	0	0	3	0	1	0	2	0	1	2	11
スライド映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OHP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクリーン	0	1	0	0	1	3	3	2	1	0	0	0	11
暗幕	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	7
合計	0	4	0	0	4	4	12	4	3	0	1	2	34

7 条例・施行規則

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

昭和 56 年 12 月 18 日条例第 19 号

〔注〕平成 16 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号

平成 4 年 3 月 6 日条例第 7 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 28 年 3 月 29 日条例第 28 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、日高市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館に必要があるときは、分館及び分室を置くことができる。

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日高市立図書館	日高市大字鹿山 370 番地 20

(管理)

第 4 条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第 5 条 図書館に館長、主事その他必要な職員を置く。

2 図書館に、副館長を置くことができる。

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 24 年条例 9 号・28 年 28 号〕

第 6 条の 2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

- 3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成28年条例28号〕

第6条の3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

追加〔平成28年条例28号〕

(目的外使用許可)

第7条 教育委員会は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用を許可することができる。

- (1) 視聴覚室
- (2) 会議室
- (3) 研修室
- (4) 附属設備

2 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

- (1) 図書館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認められるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

4 教育委員会は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用の制限等)

第8条 前条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

追加〔平成16年条例10号〕

(目的外使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により使用できないときは、この限りでない。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(原状回復)

第12条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに当該施設等を現状に復さなければならない。第9条の規定により許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成16年条例10号〕

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号〕

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年12月13日条例第19号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成元年教委規則第6号で、同年8月12日から施行)

附 則 (平成4年3月6日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第10号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

施設等の名称		使用料		備考
視聴覚室		1 時間につき	800 円	
会議室		1 時間につき	300 円	
研修室		1 時間につき	500 円	
附属設備	ピアノ	1 回につき	1,000 円	調律料を除く。
	音響設備	1 回につき	1,000 円	視聴覚室に備付けのものに限る。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 57 年 1 月 21 日教委規則第 2 号

改正

昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号

平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号

平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号

平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号

平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号

平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号

平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号

平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号

平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号

平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号

平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例（昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 日高市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 館内整理日（毎月最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）をいう。）

(3) 特別整理期間（毎年 1 回、連続する 9 日以内で館長が定める期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

(目的外使用の時間)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、条例第 7 条第 1 項の施設等を同条第 2 項の許可を受けた者が使用することのできる時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。

(利用の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第6条 図書館資料又は施設若しくは備品を故意又は過失により亡失し、又は損傷した者は、図書館指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。

(館内利用)

第7条 館内において、図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で行わなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書の館外利用をすることができる者は、市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者でなければならない。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

(登録の手続等)

第9条 図書の館外利用をしようとする者は、前条に規定する要件を有することを確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示するとともに、図書館外利用申込書（様式第1号）により館長に申し込み、館外利用の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、本人確認書類の提示を要しない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録を行うものとし、登録をした者に対し、図書貸出券（様式第2号。以下「貸出券」という。）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(登録の更新手続等)

第10条 前条第3項に規定する登録の有効期間の満了の日（以下「登録満了日」という。）以後引き続き図書の館外利用をしようとする者は、貸出券及び本人確認書類を提示するとともに、館長に申し出て、登録の更新を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録の更新を行うものとする。

3 第1項の規定により登録の更新を受けた者は、前条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第3項中「登録の日」とあるのは「次条第1項の規定により登録の更新を受けた日（当該日が同項に規定する登録満了日前にあっては登録満了日の翌日）」と読み替えるものとする。

(変更届出等)

第11条 第9条第2項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出券を亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、登録者が虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、貸与する等不正な行為をしたときは、一定の期間図書の館外利用を停止し、又は登録を取り消すことができる。

3 館長は、登録者が登録満了日以後相当期間を経過しても、前条第1項の規定による登録の更新を受けないときは、登録を取り消すことができる。

(個人貸出しの貸出手続等)

第12条 図書の館外利用をしようとする者は、図書に貸出券を添えて提出するものとする。

2 同時に館外利用できる図書は、15冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 館長は、前項に規定する貸出期間を経過した後、当該図書を返納しない者に対し、一定の期間貸出しを停止し、又はその者の登録を取り消すことができる。

(団体貸出し)

第13条 図書の団体館外利用をすることができる団体は、市内の事業所、機関その他の団体で館長が適当と認めたものとする。

(団体登録の手続等)

第14条 図書の団体館外利用をしようとする団体は、市内に事業所又は事務所を有することを確認できる書類を提示するとともに、団体貸出利用申込書(様式第3号)により館長に申し込み、団体館外利用の登録(以下「団体登録」という。)を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、団体登録の可否を決定するとともに、団体登録をした団体に対し、図書貸出券(団体)(様式第4号。以下「団体貸出券」という。)を交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、団体貸出しの取扱いについては、第11条の規定を準用する。

(団体貸出しの貸出手続等)

第15条 同時に館外利用できる図書は、1団体50冊以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、団体館外利用の図書の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(移動図書館)

第16条 市内を巡回して図書の貸出し等を行うため、移動図書館を設ける。

(移動図書館の貸出手続等)

第17条 同時に利用できる移動図書館の図書は15冊以内とし、貸出期間は次の巡回日までとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、移動図書館の図書の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(館外利用の禁止)

第18条 郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不相当と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

(視聴覚資料の貸出し)

第19条 視聴覚資料の利用をすることができる者は、登録を受けた者とする。

2 同時に館外利用できる視聴覚資料は、2点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、視聴覚資料の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(対面朗読)

第20条 視覚障害者及びその他の障害者で館長が必要と認めた者に対して対面朗読を行う。

2 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日を館長に申し出なければならない。

(視覚障害者用録音テープの貸出し)

第21条 視覚障害者に対する視覚障害者用録音テープ(以下「録音テープ」という。)の館外利用は、郵送によることができる。

2 同時に館外利用できる録音テープは、4巻以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第22条 図書館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び保管に関する事。
- (3) 図書館の予算に関する事。
- (4) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (5) 日高市生涯学習センターの維持管理(他の所管に属する部分を除く。)に関する事。
- (6) 図書館協議会に関する事。
- (7) 関係機関、団体等との連絡調整に関する事。
- (8) 児童資料・一般資料及び基本的参考資料の収集・整理・利用に関する事。
- (9) 地域資料(郷土資料・行政資料)の収集・整理・利用に関する事。
- (10) 読書案内・読書相談及び調査研究に対する援助に関する事。
- (11) 集会行事(おはなし会・講座等)の開催及び展示会に関する事。
- (12) 図書館資料の図書館相互貸借に関する事。
- (13) 配本に関する事。
- (14) 読書の普及・奨励及び関係諸機関との連携に関する事。
- (15) 市史編さん資料の保存・活用に関する事。
- (16) その他図書館奉仕に関する事。

(職制)

第23条 図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、館長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
館長	1 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 図書館の事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定める。

主査	1 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2 館長を補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
司書	上司の命を受け、主として図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）4 条第 2 項に定める事務に従事する。
業務員	上司の命を受け、業務に従事する。

第 24 条 前条に定めるもののほか、必要に応じて図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
社会教育主事	上司の命を受け、主として社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に定める職務に従事する。

（寄贈及び寄託）

第 25 条 図書館に図書又は資料（以下「資料」という。）を寄贈あるいは寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、員数及び価格を記入し、館長に申し出るものとする。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

（寄託資料）

第 26 条 寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

2 不慮の事故により寄託を受けた資料の損傷又は滅失に対しては、図書館はその補償の責めを負わない。

（図書館協議会）

第 27 条 条例第 6 条の日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（使用手続）

第 29 条 条例第 7 条第 2 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高市立図書館目的外使用許可申請書（様式第 5 号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、条例第 7 条第 2 項の許可をしたときは、日高市立図書館目的外使用許可書（様式第 6 号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の減免基準）

第30条 条例第11条の規定による使用料の減額及び免除の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市、国及び他の地方公共団体が使用するとき 100分の100
- (2) 社会教育関係団体及び生涯学習を推進する団体が学習文化活動に使用するとき 100分の100
- (3) その他教育長が認めるとき 教育長が定める額
(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月29日教委規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月23日教委規則第6号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月30日教委規則第10号)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第8条第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付された図書貸出券は、改正後の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則 (平成11年1月29日教委規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日教委規則第1号)

この規則中第3条の改正規定は平成16年4月1日から、その他の改正規定は平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月2日教委規則第4号)

改正

平成20年3月21日教委規則第12号

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(登録の手續等に関する経過規定)

2 この規則の施行の際、現に改正前の第8条第1項の規定により平成14年10月1日以後に貸出券の交付を受けている者は、改正後の第9条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、改正前の第8条第1項の規定により貸出券の交付を受けた日から起算して3年とする。

3 改正前の第8条第1項の規定により平成14年9月30日以前に貸出券の交付を受けている者が館長が定める相当期間内に改正後の第9条第1項の規定によ

り登録を受けようとするときは、改正後の第10条の規定による登録の更新の手続によることができる。

附 則（平成18年11月30日教委規則第5号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日教委規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

（日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の第8条第1項」を「改正後の第9条第1項」に改め、
附則第3項中「改正後の第8条第1項」を「改正後の第9条第1項」に、「第8条の2」を「第10条」に改める。

附 則（平成21年12月22日教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月24日教委規則第4号）

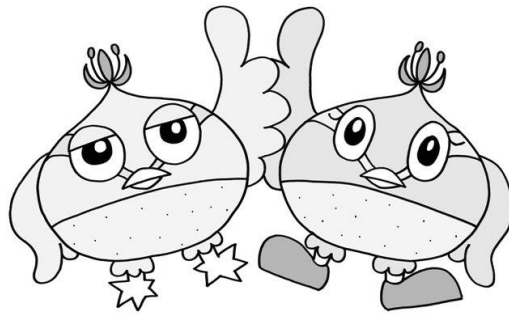
この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



「日高市のマスコット くりっかー・くりっぴー」

日高市立図書館要覧
平成30年度

発行 平成30年10月
発行者 日高市立図書館
〒350-1231
埼玉県日高市大字鹿山370番地20
電話 042 (985) 5121
FAX 042 (984) 1081
E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp